

令和9年度 文部科学省への予算要望書

全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会
会長 冨永 美和

「子どもたちが自らの意思を尊重され、自分らしく学び、成長していく。」

全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会は、そのような「尊厳ある選択」ができる教育環境の実現を願い、知的障害のある子どもたちと家族に寄り添い続けてまいりました。

次期学習指導要領の改訂に向けた議論が進む今、改めて強く求められるのは、現場の声に対する真摯な眼差しです。文部科学省におかれましては、各都道府県教育委員会の施策から学校現場の教室一つひとつに至るまで、より柔軟かつ深い洞察をもって向き合っていただくことを切望いたします。

教育の原点は、子どもを障害名で区分することではなく、その子の「ありのままの姿」を受け入れることにあります。自らの力でできることが増えていく喜び、それが自信となり、明日への希望となる。そうした成功体験の積み重ねこそが、社会へと羽ばたく力の源泉となります。

しかし、現場の現状は限界に達しています。児童生徒数の増加に対し、教室の確保もままならない過密化した環境では、きめ細やかな指導は困難を極めます。学びの質の担保が危ぶまれるこの現状を、私たちは深く憂慮しております。

学校での学びを、決して「学校の中だけ」で終わらせてはなりません。卒業後の就労や地域生活に直結し、誰もが社会を構成する一員として誇りを持てる教育の実現に向け、特別支援教育の抜本的な体制強化を求め、以下の通り要望いたします。

1. 教育体制の充実

① 教諭不足の解消

幼児児童生徒が安心・安全に学校生活を送り、個々の教育的ニーズに応じた指導と支援を確実に受けられる環境の実現に向け、特別支援学校等における教諭不足の早急な解消を図るための計画的な人材確保及び養成の推進

② 教室不足の解消

特別支援学校における在籍児童生徒数の増加に伴う教室不足の解消に向け、校舎整備に係る国庫補助率の維持・強化及び教室整備の集中取組期間の延長

③ 特別支援教育全体の質の向上

次期学習指導要領を見据えた特別支援教育の質の向上のための体系的研修の充実及び教材・教育資源の整備

④ 教員業務支援員の拡充

教員定数とは別枠での担任等を支援する支援員について、定数化を進めるとともに、児童生徒数及び多様な教育的ニーズに応じた適切な配置の拡充と生徒数に応じた支援員配置

⑤ 養護教諭の配置

大規模校など学校規模や児童生徒の実態に応じ、心身の健康管理及び医療的ケア等に適切に対応できるよう、養護教諭の複数配置を可能とするなど配置基準の見直し

2. 学びの質の向上

① バランスの取れた ICT 整備

障害特性に応じたデジタル教材の整備や教員の ICT 活用能力の向上を推進しつつ、手書きによる学習効果や「書く」というアナログな学びの重要性を再認識し、ICT に偏重しない調和のとれた教育環境の整備

② ICT の職業教育充実と職域拡大

ICT を活用した職業教育を推進し、学校で習得した技能が卒業後の就労や社会参加につながるよう、デジタル技術を活用した新たな職域の開拓及び教育内容の充実

③ 不登校児童生徒への支援

特別支援学校に在籍する不登校児童生徒が学びの機会を失うことのないよう、オンライン学習や個別支援等、多様な学びの形態を活用した継続的な学習支援体制の整備

3. 教員の働き方改革の推進

① 特別支援教育調整額の堅持と専門性評価

教職調整額の引き上げに伴う「特別支援教育調整額」の減額・相殺を断固回避し、職務の特殊性と専門性に鑑みた現行水準の確実な維持

② 家庭教育支援の充実と啓発

子どもの基本的な生活習慣や自立心の育成について、家庭の役割を再認識するための保護者向け啓発活動や支援の強化と、学校における生活指導の過度な負担の軽減

③ メンタルヘルス支援体制の強化

多様で複雑化する教育課題に対応する教員の心理的負担を軽減するため、専門家による相談体制の整備や早期対応を可能とする予防的支援の充実及び、学校組織として教員を支える継続的なフォロー体制の強化

4. 柔軟なインクルーシブ教育の実現

① 居住地校交流の見直し

交流及び共同学習については、共生社会の実現に向けた重要な教育活動であることを踏まえ、居住地校交流を含む実施状況の全国的な実態把握を行い、教育的効果を高める観点から制度の在り方について検討を進めるとともに、継続的かつ教育的意義のある取組として実施されるための支援体制の整備

② 就学支援体制の整備

特別支援学校在籍児童生徒数の増加が続く現状を踏まえ、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導等を含めた「多様な学びの場」の充実及び、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学支援体制の整備

③ リトル共生社会の推進

幼児期から障害の有無にかかわらず共に遊び、学び、時間を過ごす経験の積み重ねと、地域における共生社会の基盤を育む取組（リトル共生社会）の推進

5. 専門的支援体制の充実

① 外部専門家配置の拡充

作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職が教育現場に継続的に関わり、児童生徒一人ひとりの発達段階や特性に応じた専門的支援を提供できるよう、外部専門家の配置体制の拡充及び安定的な確保

② COCOLO プランの運用

児童生徒一人ひとりの心理的安全性と安心して学べる環境の確保を図る観点から、COCOLO プランの理念が特別支援学校の実情に応じて適切に運用されるよう、具体的支援内容の明確化及び全国的な実施体制の整備

③ 就労支援コーディネーターの定数配置

特別支援学校における学びの蓄積を、卒業後の進路先と適切に共有し活用する機会の不足を補うための就労支援コーディネーターの定数配置および増員

6. 特別支援教育就学奨励費の充実

急激な物価高騰による保護者の経済的負担増を鑑み、特別支援教育就学奨励費の支給単価を大幅に引き上げ及び、より多くの世帯を救済できるよう所得制限の基準の抜本的な緩和

7. 生涯学習の充実

① 生涯学習の保障と支援体制の整備

日中・夕方 of 居場所喪失による学びの分断をなくし、生涯にわたる学びと社会参加を保障する「生涯学習の理念」に基づいた地域格差のない、国主導による一貫した支援制度の整備

② 文化・芸術活動と地域交流の推進

障害者が多様な文化・芸術活動の場の提供と地域社会とのつながりを深めるための交流イベントの実施のさらなる推進

③ 地域参画支援と社会参加機会の創出

障害者の理解啓発と地域活動参加のための支援体制の整備、障害者が地域社会とつながり社会参加の意欲を高める機会の創出

8. 大規模災害時等における対応

① 災害時の避難所運営協力と教職員の訓練継続

大規模な地震災害発生時における特別支援学校の役割として、幼児児童生徒及び教職員等の安全確保に加え、地域の福祉避難所や指定避難所の運営支援、帰宅困難者支援等を担うことを想定した、教職員による避難所運営協力に向けた研修及び訓練の実施の継続

② BCP 策定の推進と学校防災体制の強化

大規模災害発生時における学校の避難所運営の長期化に伴う児童生徒の心の平穏の回復及び維持を図るための教育活動の再開と、日常生活の回復の必要性を踏まえた学校安全及び防災体制の強化につながる事業継続計画（BCP）策定の推進の要請

【結びに】

障害の有無に関わらず、すべての子どもが地域で大切にされ、本人や家族が望む形で安心して暮らせる社会の実現には、行政の強いリーダーシップと確実な財政措置が不可欠です。令和9年度の予算編成において、現場の切実な声が反映されることを切に願います。

以上

令和9年度 厚生労働省への予算要望書

全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会

会長 富永 美和

全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会は、知的障害のある子どもたち一人ひとりの学びと豊かな日常生活の実現を目的とし、保護者と学校が密接に連携しながら活動しております。

現在、知的障害をはじめとする困難を抱える子どもたちは、社会的な障壁を乗り越えて生きることを余儀なくされています。私たちは、彼らの存在や意思、人権が最大限に尊重され、本人の特性や能力が、望む時に、望む場所で発揮できる社会の実現を切望してやみません。

「社会モデル」の理念が広がり、すべての人が互いに尊厳を認め合い、共生できる社会の構築に向け、現行の有効な施策を堅持しつつ、さらなる発展を促す制度整備と特別支援への理解促進は、喫緊の課題です。

こうした現状を鑑み、以下の事項について要望いたします。

1. 切れ目のない多職種連携体制の構築

① 連携コーディネーターの常駐化

教育・福祉・医療のハブとなる「連携支援コーディネーター」を各地域に恒常的に配置できる財源を確保し、単発の会議に留まらない日常的な情報共有体制を確立すること。

② デジタルトランスフォーメーション（DX）による情報共有の促進

個人情報保護に配慮しつつ、関係機関間で支援計画や配慮事項を迅速に共有できるデジタル基盤の整備を推進すること。

2. 災害時における要配慮者の安全確保

① 福祉避難所への直接避難体制

一般の避難所での滞在が困難な知的障害児者が、発災直後から「福祉避難所」へ直接避難できるよう、事前登録制や受入体制の明確化を推進すること。

② 特性に応じた備蓄と環境整備

パニックやこだわり、感覚過敏に配慮したスペースの確保や、車椅子・車中泊世帯への個別支援策を自治体防災計画に明記すること。

3. 生活支援の基盤強化

① 訪問看護の運用明確化

学校や放課後デイ等における訪問看護利用について、自治体間の判断の差をなくし、全国一律で柔軟な運用が可能となるよう制度上の位置づけを明確化すること。

- ② 専門人材の確保・配置
障害児支援の現場における看護師不足を解消するため、配置基準の緩和ではなく、処遇改善とセットになった配置支援策を講じること。
- ③ 看護報酬体系の見直し
移動・待機・調整コストを適正に評価し、訪問看護事業者の安定した運営を保障すること。

4. 行政手続きの簡素化と利便性向上

- ① 更新手続きの自動化・簡略化
状態の変化が稀なケースについては、診断書の再提出を省略するなど、自動更新に近いフローを導入し、家族の負担を軽減すること。
- ② マイナンバー連携によるワンストップ化
療育手帳との紐付けにより、窓口提示や書類申請を簡略化し、行政サービスの利便性を向上させること。

5. 意思疎通・移動支援事業の抜本的拡充

- ① 移動支援の対象拡大と負担軽減
通学・通所・余暇を含む移動支援の制限を撤廃し、ヘルパーの交通費公費負担を導入して経済的な利用控えを解消すること。
- ② コミュニケーション支援の多様化
PECSやICT機器（意思伝達装置）の導入・作成費用に対する補助を拡充し、知的障害児者の「伝える権利」を保障すること。
- ③ 支援員の専門性向上
行動障害への対応力を高めるための研修受講を報酬評価に繋げ、質の高い人材を確保すること。

6. 放課後・卒業後の居場所と生涯学習の保障

- ① 放課後等デイサービスの支給決定基準の厳格化と対象の明確化
放課後等デイサービスを利用するための受給者証発行において、原則として「療育手帳（愛の手帳等）の保持者」であることを要件とすること。
- ② トワイライト事業の全国展開
卒業後の居場所喪失を防ぐため、夕方以降の支援を行うトワイライト事業を国の主導で制度化し、地域格差を是正すること。
- ③ 生涯学習支援の充実
成人後も創作・文化活動に継続して参加できるように、専門の支援員配置と移動支援を一体的に提供する仕組みを構築すること。

7. 社会的自立に向けた進路・就労支援

- ① 卒業後のフォローアップ体制

卒業後、環境変化による二次障害を防ぐため、少なくとも3年間は福祉と教育が連携して伴走支援を行う体制を制度化すること。

② 就労移行支援の実効性向上

就労定着支援の期間延長や、企業側への啓発・支援体制を強化し、一般就労への移行を促進すること。

8. 障害特性に精通した看護人材の育成

① 実践的な研修機会の提供

看護学生や現職看護師に対し、特別支援学校等での実地体験を推進し、知的障害特性への理解を深めるプログラムを公的に支援すること。

② 心理的・専門的サポート

現場の看護師が孤立しないよう、医療機関と福祉現場を繋ぐ専門コンサルテーション体制を構築すること。

【結びに】

障害の有無に関わらず、すべての子どもが地域で大切にされ、本人や家族が望む形で安心して暮らせる社会の実現には、行政の強いリーダーシップと確実な財源措置が不可欠です。令和9年度の予算編成において、現場の切実な声が反映されることを切に願います。

以上

令和9年度 こども家庭庁への予算要望書

全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会
会長 冨永 美和

全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会は、知的障害のある子どもたち一人ひとりの学びと豊かな日常生活の実現を目的とし、保護者と学校が密接に連携しながら活動しております。

現在、知的障害をはじめとする困難を抱える子どもたちは、社会的な障壁を乗り越えて生きることを余儀なくされています。私たちは、彼らの存在や意思、人権が最大限に尊重され、本人の特性や能力が、望む時に、望む場所で発揮できる社会の実現を切望してやみません。

「社会モデル」の理念が広がり、すべての人が互いに尊厳を認め合い、共生できる社会の構築に向け、現行の有効な施策を堅持しつつ、さらなる発展を促す制度整備と特別支援への理解促進は、喫緊の課題です。

こうした現状を鑑み、以下の事項について要望いたします。

1. 放課後支援体制の抜本的強化と「小一の壁」打破

① 特別支援教育における「利用調整」の仕組みづくり

特別支援学校入学時に放課後等デイサービスが利用できない「小一の壁」を解消するため、療育手帳取得者など、真に支援が必要な児童が最優先で利用できるよう、自治体主導の利用調整ガイドラインを策定すること。

② 横断的支援のためのコーディネーター配置と財源確保

学校・家庭・福祉・医療を繋ぐ「連携支援コーディネーター」を、単なる補助事業ではなく恒常的な配置として制度化し、十分な人件費と財源を措置すること。

③ 専門職（ST・OT・PT等）による巡回支援の拡充

保育所・学校・放課後等デイサービス等への専門職の訪問支援を促進し、地域格差なく専門的な療育を受けられる体制を横断的に整備すること。

2. 移動支援・意思疎通支援の充実と処遇改善

① 移動支援事業の対象拡大と利用上限の見直し

通学・通所・余暇活動・社会参加を継続的に保障するため、移動支援の対象範囲を拡大し、自治体間の支給量の格差を是正するための国庫補助を強化すること。

② 移動支援員（ガイドヘルパー）の処遇改善と人材確保

深刻な人手不足を解消するため、報酬単価の引き上げを行うとともに、支援中の交通費が利用者負担とならないよう、収入に応じた公費補助制度を創出すること。

③ 意思疎通支援と ICT 機器導入への補助拡充

PECS や絵カード等の視覚的支援ツールの活用に加え、ICT 機器（意思伝達装置）の導入・準備費用に対する補助を充実させ、知的障害児の意思決定を支える体制を強化すること。

3. 「親亡き後」を見据えた生涯学習と居場所の保障

- ① 高等部卒業後の「居場所」と「トワイライト事業」の推進
放課後等デイサービスの対象外となる 18 歳以上の卒業生に対し、夕方以降の居場所（トワイライト事業）を全国で展開し、地域格差を是正する一貫した支援制度を構築すること。
- ② 生涯学習の機会創出と活動参加への支援
福祉サービスにおける学習・余暇・創作活動への加算制度を新設し、地域活動支援センター等を拠点とした生涯学習の機会創出と、それを支える支援人材を配置すること。
- ③ 自立支援に向けた個別支援計画の実効性向上 「障害者総合支援法」等の活用により、一般就労への移行支援を拡充するとともに、重度障害者を受け入れる生活介護事業所等の質の向上と人的体制を強化すること。

4. 家族ケアと「きょうだい児」支援の具体化

- ① 訪問型家庭支援事業の拡充と制度化
保護者の精神的・身体的負担軽減のため、ピアサポート体制を整備し、支援員による家庭訪問支援やレスパイト支援の制度整備をさらに充実させること。
- ② 「きょうだい児」に対する心理的・社会的支援の確立
障害児の兄弟姉妹（きょうだい児）への心理的ケアや居場所づくりを地域支援拠点に義務付け、ヤングケアラー支援の枠組みの中で具体的な相談体制を確立すること。

5. 医療的ケア児支援と災害時・地域医療体制の高度化

- ① 医療的ケア児の避難体制と物資確保
災害等の非常時に備え、個別避難計画の実効性を高めるとともに、調整食（嚥下食）や注入物品、医療用電源の確保に対する公的助成と備蓄支援を強化すること。
- ② 地域医療体制（歯科・耳鼻科・眼科等）の受入促進
知的障害児者が地域で安心して受診できる専門医療機関の情報を集約・公開し、オンラインを活用した医療・療育機関と学校との連携を推進すること。

6. 行政におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）による利便性の向上と手続きの簡素化

- ① 申請手続きの簡素化と自動継続の導入
障害に関する福祉サービス申請において、障害状況に変化がない場合の更新手続きを簡素化し、自動継続に近い仕組みを導入して保護者の事務的負担を軽減すること。
- ② マイナンバーカードと療育手帳の紐付け推進

マイナンバーカードと療育手帳の連携を促進し、行政手続きの効率化を図るとともに、窓口での提示や公共交通機関等の割引適用における利便性を向上させること。

【結びに】

障害の有無に関わらず、すべての子どもが地域で大切にされ、本人や家族が望む形で安心して暮らせる社会の実現には、行政の強いリーダーシップと確実な財源措置が不可欠です。令和9年度の予算編成において、現場の切実な声が反映されることを切に願います。

以上